

## 補助事業(太陽光発電)に係る誓約書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

### 1. 以下の項目は必須で☑をすること。

- 申請書類の記載事項は、全て事実と相違ないこと。
- 国及び国の委託を受けた団体から、他の太陽光発電設備・蓄電池に係る補助金を受けていないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
- 本事業で取得した設備は反社会的勢力に提供しないこと。
- 本事業で取得した設備の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- 本事業で取得した設備については、継続的に使用するため必要な措置等を講じた上で、法定耐用年数を超えて使用すること。
- 本事業で取得した設備については、導入設備の設置後、法定耐用年数の期間、適正な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 太陽光発電設備については、徳島県内の住宅と同一敷地内に設置すること。
- 太陽光発電設備により発電した電力については、30パーセント以上を自家消費するものとし、自家消費については、店舗等を併用しない住宅のみで行うこと。
- 太陽光発電設備により発電した電力量や自家消費量がわかる資料については、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- 太陽光発電設備については、法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 固定価格買取制度、FIP(Feed-in Premium)制度を活用しないこと。
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- 法定耐用年数期間満了前に本事業を取りやめる場合、事業が継続するよう所要の措置を講ずること。
- リース期間等の満了後、所有権移転ファイナンス・リース取引等により、導入設備の所有者が変更となる場合は、要綱第16条の規定が変更後の所有者に適用される旨について、本補助金申請前に所有権の移転が想定される者に対して、説明し、承諾を得ること。
- 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

### 2. 以下の項目は該当する箇所☑をすること。

- 【PPAの場合】補助事業に係る太陽光発電設備設置完了後に締結する電力供給契約において、補助金交付額相当分(補助事業者が県内に本社を有する法人の場合は、補助金交付額相当分の4/5とすることができる。)を電力販売料から減額すること。

- 【PPAの場合】電力供給契約の相手方に対し、電力販売料から減額した補助金交付額相当分の金額を書面で提示すること。
- 【リースの場合】補助事業に係るリース契約において、補助金交付額相当分をリース料から減額すること。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

所在地

---

法人等名称

---

代表者役職・氏名

⑧

---

## 補助事業(蓄電池)に係る誓約書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 以下の項目は必須で☑をすること。

- 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- 国及び国の委託を受けた団体から、他の太陽光発電設備・蓄電池に係る補助金を受けていないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
- 本事業で取得した設備は反社会的勢力に提供しないこと。
- 本事業で取得した設備の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- 本事業で取得した設備については、継続的に使用するため必要な措置等を講じた上で、法定耐用年数を超えて使用すること。
- 本事業で取得した設備については、導入設備の設置後、法定耐用年数の期間、適正な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- 法定耐用年数期間満了前に本事業を取りやめる場合、事業が継続するよう所要の措置を講ずること。
- リース期間等の満了後、所有権移転ファイナンス・リース取引等により、導入設備の所有者が変更となる場合は、要綱第16条の規定が変更後の所有者に適用される旨について、本補助金申請前に所有権の移転が想定される者に対して、説明し、承諾を得ること。
- 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

2. 以下の項目は該当する箇所に☑をすること。

- 【PPAの場合】補助事業に係る太陽光発電設備設置完了後に締結する電力供給契約において、補助金交付額相当分(補助事業者が県内に本社を有する法人の場合は、補助金交付額相当分の4/5とすることができる。)を電力販売料から減額すること。
- 【リースの場合】補助事業に係るリース契約において、補助金交付額相当分をリース料から減額すること。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

所在地

法人等名称

代表者役職・氏名

㊞